Kobe University Repository : Kernel

PDF issue: 2025-07-16

中国残留日本人孤児にみる国家賠償訴訟の組織過程 : 兵庫原告団における主体と連帯の形成

浅野, 慎一

(Citation)
神戸大学大学院人間発達環境学研究科研究紀要,5(1):123-133

(Issue Date)
2011-09

(Resource Type)
departmental bulletin paper

(Version)
Version of Record

(JaLCDOI)
https://doi.org/10.24546/81003445

(URL)
https://hdl.handle.net/20.500.14094/81003445

神戸大学大学院人間発達環境学研究科　研究紀要第５巻第１号　2011
Bulletin of Graduate School of Human Development and Environment Kobe University, Vol5 No.1 2011.

研究報告

中国残留日本人孤児にみる国家賠償訴訟の組織過程
―兵庫原告団における主体と連帯の形成―

Japanese children left behind in China after W.W. Ⅱ., their State compensation suit

浅　野　慎　一*
Shinichi ASANO*

要約：兵庫県の残留孤児の国家賠償訴訟は当初から、老後保障等の政策形成のための手段・方法というより、国の責任の明確化をより重視した形で取り組まれた。また、「組織者」、「個人参加者」、「地元参加者」という３つのタイプの原告が重層的に参加して遂行された。訴訟過程には、①日本語の壁、②争点・論点の理解、③被害の記憶のトラウマ・精神的苦痛、④提訴によって被るかもしれない不利益の危惧、⑤残留孤児としての共通の被害と要求の認識、⑥経済面・健康面での問題、⑦リーダーの確保、⑧強大な国家権力を相手にすることの不安等、多くの困難があった。これらを乗り越え、訴訟を続けることができたのは、①残留孤児の苦難が自分だけの問題ではないとの認識、②歴史・社会的視野の獲得、③人権・人間の尊厳に関する意識、④訴訟運動自体が社会貢献と結びついた自己実現であったこと、⑤残留孤児どうしの団結の重要性の実感、⑥弁護士・支援者等との連帯等による。しかもこのような主体と連帯の形成を比較的実現しやすい条件――原告の人数規模、居住地の地理的分布、弁護団・支援者と原告の関係等――が、兵庫県には存在した。

序　課題と方法

本稿の課題は、中国残留日本人孤児の国家賠償訴訟の組織過程を明らかにすることにある。従来、同訴訟の組織過程は、全国に先駆けて提訴した関東原告団のリーダー層の動きを中心に、しかも主に支援者・弁護団の立場から紹介されてきた[1)]。兵庫県という一地方の、しかも原告一人ひとりのレベルに降りた実態把握はほとんどなされてこなかった。

兵庫県の残留孤児が国家賠償訴訟にかけた思い――日本政府への批判と要求――は、別稿[2)]で詳細に分析した。本稿が解明するのは、訴訟運動の組織過程である。分析に際しては、これも別稿で抽出した残留孤児の諸類型（①《Ａタイプ》：遼寧省等の都市に居住していた年長者（敗戦時６歳以上）、②《Ｂタイプ》：黒竜江省等の農村に居住していた年長者、③《Ｃタイプ》：黒竜江省等の農村に居住していた年少者（敗戦時５歳以下）、④《Ｄタイプ》：遼寧省等の都市に居住していた年少者）、および日本への永住帰国年次の違いに留意する[3)]。これらが、残留孤児の永住帰国前後の生活や社会意識に大きな影響を与えていたからである。素材とする調査は2004年、兵庫県在住の残留孤児・44名を対象として、中国語による面接聞き取りで実施した。

第１章　原告団の形成

兵庫県の残留孤児が神戸地方裁判所に国家賠償訴訟を提訴したのは2004年３月30日（第１次）であった。しかし兵庫県の運動の出発点は、2002年に関東の残留孤児が、全国に先駆けて東京地裁に国賠訴訟を提訴したことにある。この関東の動向は、日本語だけでなく、日中双方の中国語メディアでも報道され、さらに残留孤児のインフォーマルなネットワークを通じて、全国の残留孤児に伝えられた。いいかえれば、関東訴訟の情報を敏感に受けとめるレディネスが、全国各地の残留孤児にすでに熟していた――それほどまでに彼・彼女らの生活は疎外され、不満が鬱積していた――のである。

第１節　前史－立法と司法

2002年の関東での国賠訴訟が兵庫県の運動の出発点であるということは、いいかえればそれ以前の兵庫県には残留孤児による政

*　神戸大学大学院人間発達環境学研究科教授

（2011年４月15日　受付
2011年４月16日　受理）

治運動が極めて希薄だったことを意味する。

関東の残留孤児は1999年以降、強力なリーダーシップをもつ支援者とともに、老後生活保障の立法化を求める国会請願活動に取り組んだ。しかし国会請願は2度に渡って不採択となり、その中で2001年、ハンセン病患者が国賠訴訟で勝訴したことに示唆を受け、残留孤児も司法の場で問題解決を図ろうとする動きが生まれた[4)]。いわば関東では、残留孤児問題の政治的解決・法改正を目指す運動があり、その延長線上で国賠訴訟が取り組まれた。もとよりこうした史的文脈が、関東の一人ひとりの原告にどこまで自覚されていたかはわからない。しかし少なくともリーダー層の残留孤児・支援者の中では、老後生活保障を求める国会請願とその不採択、ハンセン病患者の勝訴が、残留孤児の提訴に重要なインパクトを与えた事件として語られることが多い。『関東弁護団　訴状』も、「政策を変えようとしない国の姿勢に接し、…その救済を司法に求めるしかないと考え」て提訴したと経過を説明し、訴訟の目的を「国の責任を問うとともに、その政策の抜本的な転換を求めることにある」と規定している[5)]。

これに対し、兵庫県での私達の調査において、国賠訴訟の前史として国会請願・ハンセン病患者の勝訴に言及した残留孤児はリーダー層を含め、皆無であった。もとより1999～2001年当時、兵庫県にも国会請願の署名活動に参加した孤児は少なくなかったと思われる。ただしこの請願の不採択は兵庫県の孤児にとって、必ずしも国賠訴訟の提訴につながる決定的な出来事とはみなされていなかった。これは兵庫県において、国賠訴訟以前に、法改正・政策形成によって問題解決を目指す運動が比較的、希薄だったこと――特に政府・厚労省に批判的な立場で残留孤児を支援するボランティアが少なかったこと――を示唆している。兵庫県では、国の法的責任の明確化を目的とする国賠訴訟が、残留孤児が本格的に取り組んだほぼ最初の運動であったといってよい。『兵庫弁護団訴状』も、裁判の目的を「国の責任を明らかにし、人間の尊厳を取り戻すために提起したものである」と明確に規定している[6)]。

もとより別稿[7)]で指摘したごとく、兵庫県の孤児にとっても、新たな支援策の形成は重要な要求の一つではある。しかし関東では老後生活保障の立法を求める運動の延長線上で国賠訴訟が一つの方法・手段として取り組まれたのに対し、兵庫県では国の責任の明確化それ自体を目的として、いわば司法の固有の意義をより重視する形で訴訟が取り組まれた。こうした両地域の運動は、大枠では矛盾しない。現に関東での提訴は、兵庫県の運動の直接の出発点となった。逆に兵庫県を含む全国各地での提訴は、関東の原告リーダー・弁護団が構想する政策形成訴訟にとって不可欠の戦略の一環であった[8)]。ただし、この前史の差は、政策形成と国の責任の明確化の相関・比重をめぐり、とりわけリーダー層の孤児の思考・行動に一定の影響を与えたと考えられる。

以下、兵庫県における原告団結成の過程を具体的にみていこう（表1参照）。

第2節　運動の萌芽――組織者集団の形成

兵庫県では、関東の国賠訴訟の情報に触発され、複数の残留孤児が同時多発的に行動を起こした。2002年、複数の孤児が、自ら関東原告団と接触を図ったのである。ここではこうした孤児達を、

表1　原告団への参加状況と居住地　（人）

		タイプ				帰国年次		計
		A	B	C	D	1988以前	1989以降	
組織者		－	3	3	4	7	3	10
個人参加者		4	2	2	4	8	4	12
地元参加者		6	5	6	5	10	12	22
居住地	伊丹市	3	1	2	4	5	5	10
	宝塚市	1	1	6	1	1	8	9
	尼崎市	3	3	1	－	6	1	7
	芦屋・西宮市	1	1	1	1	2	2	4
	神戸市中央区	－	－	－	1	1	－	1
	神戸市西区	－	1	－	2	2	1	3
	神戸市垂水区	2	－	1	1	3	1	4
	明石市	－	3	－	3	5	1	6
計		10	10	11	13	25	19	44

資料：実態調査より作成。

兵庫県原告団を実質的に立ち上げた初発のメンバーという意味で、「組織者」と呼ぶ。本稿の対象者44名のうち、「組織者」は10名である。「組織者」の多くは比較的若く（《C・Dタイプ》）、しかも1988年以前に相対的に早く日本に帰国し、日本社会において一定の社会経験と行動力をもちえた人々である。

関東原告団にいち早く電話で連絡をとった「組織者」の一人は、後に兵庫県の原告団長となったH氏（伊丹市在住）である。彼は関東原告団を介し、京都の残留孤児グループを紹介された。西日本では、関東訴訟の提訴以降、京都を中心に7府県の孤児による統一原告団の結成が模索されていた[10)]。H氏を含む西日本の残留孤児は京都で研究会を開き、原告団作りを開始した。

＊「（H氏）2003年3月だったと思うが、京都で残留孤児問題の学習会を開き、奈良・高知・兵庫・京都・大阪・和歌山等から残留孤児が参加した。その学習会で、関東弁護団のO弁護士の文章が紹介された。その文章と出会い、私は初めて被害者としての自覚に目覚めた。それまで、残留孤児が受けた被害について客観的知識はほぼゼロだったが、その文章には、日本政府が私達に与えた被害が、多くの歴史的事実で示されていた。それは私の人生経験と重なる部分が多く、説得力があった。それを読み、勇気が出た。それまでは被害を受けていても、被害者と自覚していなかった。また私一人ではなく、何千人もの残留孤児が、苦しんでいることもわかった。この文章を読んで以来、私の考えにある変化が生じ、目から鱗が落ちる思いがした。これが訴訟の導火線になった」

H氏とほぼ同時期、同じ伊丹市に住む女性も、福岡県に住む残留孤児から関東訴訟の情報を入手し、独自に行動を起こした。彼女は、尼崎・神戸・明石等、兵庫県下に住む女性の帰国者と連絡をとり、市域を越えたネットワークの出発点を作った。また国賠訴訟を最初に提起した神奈川県の残留孤児・支援者と直接、連絡を取り、詳しい情報を収集した。

＊「福岡に住む嫁の両親（帰国者）から東京裁判のことを聞いた。それで私は、兵庫県の数名の知り合いと相談し、横浜の原告団と連絡をとった。また事情調査のため二度、横浜まで

行った。その後、『居住地の原告団に入って下さい』という手紙が横浜からきた。私達は、それを待ちかねていた。その意味では、私達4人が兵庫県原告団の出発点といえるかもしれない」

「友人の帰国者と話し合って、最初、横浜の孤児と連絡を取り、関東原告団に入ろうとした。でも遠いので、京都を紹介された。その後、2003年2月頃に大阪、その後、兵庫県でも独自の組織を作ることになった。私はH氏に連絡して、組織を作ろうと呼びかけた。それまでH氏とは顔見知り程度で、あまり付き合いはなかった。でも話してみると、H氏も東京に連絡をとったことがわかり、意気投合した。そして私達が最初のメンバーとなり、組織作りを始めた」

伊丹市と隣接する宝塚市でも、独自の動きがあった。日本で発行されている中国語新聞で関東訴訟の動きを知った2名の男性が、兵庫県でも訴訟を起こそうと考えたのである。彼らは直接、関東原告団と連絡をとったわけではないが、まもなく前述のH氏と連携し、行動をともにした。

＊「私は『中文導報』という中国語新聞を読み、東京に原告団ができたことを知った。こちらでも作ろうと、同じ団地に住むK氏に相談した。その後、伊丹市のH氏と連絡をとった。だから私とK氏、H氏の3人が画策人だ」

さらに西部地域でも、独自の動きがあった。兵庫県における残留孤児の集住地は、伊丹・宝塚・尼崎など東部地域、および神戸市垂水区・明石市など西部地域に大別される。この西部地域でも、数名の残留孤児が地元で話し合い、東京や京都の原告団と独自に連絡を取り、東部地域の運動と合流した。

＊「私は以前から国を訴えようと思っていた。ずっと不満がたまっていた。東京で原告団ができた時、私は申し込んだが、各地域で裁判をすると言われ、2002年、地元の帰国者仲間で互いに誘いあい、皆で京都の原告団に入った。それから兵庫の原告団に入った」

以上の4つのそれぞれ独自の動き――①H氏（伊丹市）、②女性の広域グループ、③宝塚市の男性2人、④西部地域グループ――が合流し、兵庫県の原告団の「組織者」集団が形成された。

H氏は、文化大革命で政治運動を経験し、優れた統率力・組織力を有していた。政治的文章の執筆、討論の能力も秀でていた。ただし、地元に住む帰国者とはあまり接触をもっていなかった。彼は、「兵庫県での組織活動を開始し、自分の体験や感想を文章にして、『華文時報』という中国語新聞に発表した。でも私は永住帰国後、すぐに仕事に出たので、地元の残留孤児どうしの関係は希薄だった。日本語教室等、どの団体とも連絡がなかった」と語る。

一方、女性グループは、市域を超えた帰国者の広域的ネットワークを兵庫県内に有していた。また文化大革命時代に「階級闘争の中で成長した」と語る女性も含まれていた。しかし彼女達は健康やその他の問題を抱えていたため、訴訟運動で継続的にリーダーシップを発揮することは難しかった。「最初、訴訟団の役員になってくれと言われたが、私は身体がついていかないので断った」、「当時、中国で別の訴訟があり、私は日本を離れざるを得なかったので、H氏に任せた」。

宝塚市の男性2人は、訴訟・組織的運動が必要であるとの明確な主張をもち、しかも居住地に根ざした帰国者の社会関係を有していた。ただし2人とも1989年以降の帰国者で、日本社会の事情に疎く、全国との連携や具体的な組織活動の方法について、イメージをもちにくかったようである。「確かに私達が最初の画策人だが、しかしどうしたら原告団が作れるのかわからず、なかなか何もできなかった。通訳もいないし、具体的な奔走はできなかった。H氏はとてもやり手だから、彼が入ってきたらすべて、彼に任せた。H氏は京都に行き、いろいろ調べて、やっと私達も兵庫の原告団を作ることができた」。

西部地域のメンバーもまた、他府県の組織と独自に連絡を取り、しかも居住地に根ざした帰国者のネットワークをもっていた。彼・彼女らは東部地域の運動を、西部地域を含む全県的なものへと広げた。

兵庫県では、こうしたそれぞれ特色ある4つの動きが相互に補い合いつつ、組織を形成していった。

ただしこの時点では「組織者」達はまだ、兵庫県の弁護士・支援者と接触をもっていなかった。H氏は、「訴訟を考えてから1年半すぎた時点でも、兵庫県の残留孤児は外部の支援を受けていなかった。弁護士との連絡もとれなかった。連絡をとるには日本語と中国語が両方できる人が必要だったが、なかなか見つからず厳しかった。子供達（二世）は皆、仕事があるし、それまでの参加者は皆、だいたい私と同レベルの日本語能力で、外部の日本人と連絡をとりようがなかった」と語る。

第3節　全国ネットワークを介した個人参加者
――中心メンバーの結集――

さて2002～03年にかけて全国各地の原告から、兵庫県の残留孤児に電話等で勧誘があった。これに多くの孤児が敏感に呼応し、個別に原告団への参加を表明した。別稿[11]で残留孤児の社会関係は、近隣の帰国者相互のそれに限られ、遠隔地の帰国者（中国での同郷出身者、および帰国後の定着促進センターで知り合った人等）との関係は希薄化していると述べた。しかし遠隔地の帰国者との関係も、国賠訴訟への参加という場面では積極的に活用されたのである。こうして全国的な残留孤児のネットワークの中で勧誘され、しかもそれに敏感に呼応して個別に参加を表明した孤児を、ここでは「個人参加者」と呼ぶ。本稿の対象者のうち、「個人参加者」は12名である。

2002年には、主に関東に住む原告からの勧誘が多かった。

＊「2002年、東京に住む知人の残留孤児から、『残留孤児が集団で裁判を起こす。参加しないか』と電話があり、資料・書類を送ってくれた。私はすぐ書類に記入して、東京の原告団に送った。それで一旦受理されたが、やはり東京は遠く、交通費・宿泊費もかかる。兵庫県でもH氏という人が活動していると教えられた。それで2003年9月だと思うが、H氏に電話し、『私も訴訟に徹底的に参加するよ』と意思表明した。東京の知人から電話で勧められるまで、私は残留孤児が集団で日本政府を訴える裁判をするという方法は、思いもよらなかっ

た。東京でそれがすでに起こっていると聞いた瞬間、ぜひ参加したいと思った」

「東京の帰国者の知人から電話で誘われ、私もすぐ原告団に入った。その後、2003年にH氏から連絡をもらい、兵庫県の組織に参加した。私は原告団という組織があり、組織者さえいるなら、とにかく参加し、全力をあげて闘おうと思っていた。自分のことだから勝敗はともかくがんばって、国の責任をはっきりさせるべきだと思った」

「東京の扶桑同心会という帰国者団体から連絡があり、私も東京の原告団に参加した。とてもうれしかった。以前から何度も、裁判に訴えたいと思ったことがあったからだ。その後、2003年だったと思うが、H氏から書類を渡されて兵庫県の原告団に移った。残留孤児の実情を考えると、訴訟は10年前、20年前に起きてもおかしくなかった。でも定着促進センターや自立指導員は国側の人だから、そんなことは認めなかっただろう」

2003年になると、大阪・京都・奈良等、近畿の他府県に住む残留孤児から、兵庫県の孤児に電話等で勧誘が相次いだ。

＊「2003年、奈良の残留孤児が訴訟を起こしていると教えてくれた。その人は、私と同じ内蒙古の出身で、肉親捜しの訪日調査で来日した時、東京で知り合った。それで京都・奈良・兵庫等の合同の訴訟団に参加した」

「大阪のY会という組織の知人が、東京裁判の資料をもって私を尋ねてきた。それで私は最初、大阪原告団に入った。その後、2003年1～2月頃、東京のO弁護士が大阪に講演に来た時、ようやく兵庫県にも原告団があると知った」

マスメディアから情報を得て、自ら捜し回り、兵庫の原告団にたどりついた「個人参加者」もいた。

＊「私はテレビや新聞で東京裁判のことを知り、兵庫県にもないかと思った。1年位あちこち尋ね、神戸新聞に聞きに行くと、兵庫のH団長の名前と連絡先を教えてくれた。それで2003年10月、自分からH氏に電話をかけ、参加を申し出た」

以上にみた「個人参加者」は、兵庫県原告団を立ち上げた「組織者」とそれまであまり深い関係・連絡はなかった。また「組織者」に比べれば、リーダーシップ・組織力を発揮するタイプの人は少なかった。しかし「個人参加者」には、中国で遼寧省等の都市部に居住し（《A・Dタイプ》）、また「組織者」と同様、1988年以前と相対的に早く日本に帰国した孤児が多かった。帰国後、企業・夜間中学で比較的長期間、日本語教育を受けたケースも複数いた。中国在住時に専門職・管理職に従事していたり、帰国後に日本で自営業を開設した経験があり、読み書き・文書作成、人前でのスピーチ、郵送やコピー等の事務作業に習熟した人も多かった。こうした「個人参加者」の加入により、弁護士・支援者との連絡が容易になり、原告団の実務も飛躍的にスムーズになった。また「個人参加者」がもつ全国的な残留孤児のネットワーク・情報網は、その後も、全国各地の情報を入手する上で役立った。2003年末に正式な役員選挙や連絡網作りがなされたが、その際、「組織者」とともに「個人参加者」が役員・連絡網の要となった。団長のH氏は、「原告団が発足して1年後、ようやく参加者の中に、日本語が上手なK氏とM氏をみつけた。彼らも日本語は不自由だが、私達に比べれば、ずっとうまい。それで2人に改めて役員になってもらった。こうして弁護士や支援者との連絡もでき、東京・大阪・京都との対外的な連絡も活発になり、活動の幅が広がり、組織も拡大されてきた」と語る。

第4節　地元ネットワークを介した地元参加者

「組織者」と「個人参加者」は2003年以降、各自の居住地で近隣に住む残留孤児を勧誘し、「メンバーは雪だるま式に増えた（H氏）」。こうして地元で勧誘された孤児は、他の都府県の原告団とは接触せず、直接、兵庫県の組織に参加した。彼・彼女らをここでは、「地元参加者」と呼ぶ。本稿の対象者の中では半数にあたる22名が、「地元参加者」である。「地元参加者」の過半数は、1989年以降まで日本への帰国が遅れた孤児である。

地元での勧誘方法には、各地域毎に一定の特徴がみられる。

まず伊丹市では、原告団長のH氏をはじめとする「組織者」が、「同じ公営住宅団地に住む残留孤児を一人ひとり訪ねて説明してまわ」り、勧誘していった。

宝塚市でも、最初に原告団の立ちあげを画策した男性2人の「組織者」が中心になり、同じ公営住宅団地に住む残留孤児に呼びかけた。ただしここでは「組織者」による一方的な勧誘・説明というより、彼らが触媒となり、帰国者が地域で自発的に話し合い、次第に参加の雰囲気が醸成されていったようである。宝塚市の「地元参加者」は、「テレビで東京で訴訟を起こしていることを知り、近所の孤児達と話し合った。結束して、積極的に訴えようということになった」、「2003年春、わけがわからなかったが、近所の人が皆で話し合って入ったので、私も入った」等と語っている。こうした宝塚市の残留孤児は「組織者」も含め、多くが中国の農村出身者（《B・Cタイプ》）で、しかも1989年以降まで帰国が遅れた人々であった。

尼崎市での組織活動は、他の地域とはやや異なる。尼崎市では、残留孤児が特定の公営住宅に集住していなかったため、市内に住む残留孤児どうしの間であまり密接な交流・関係がなかった。また1988年以前に比較的早く日本に帰国した年長の孤児（《A・Bタイプ》）が多く、市域を越えた個別の孤児どうしの社会関係を築いていた。そこで尼崎市では原告団へも個々人がそれぞれ独自に参加するという経過をたどった。また原告団に個別に結集した孤児が、それぞれ個人的な社会関係を生かして、伊丹・西宮・神戸等、市域を越えて勧誘を行った。ある尼崎市在住の孤児は、「尼崎の孤児は皆、バラバラに住んでいるから、互いにあまり知らなかった。

表2　地元参加者の勧誘と居住地　（人）

		伊丹	宝塚	尼崎	西区	垂水区	明石	その他	計
勧誘者	伊丹	5	－	－	－	－	－	－	5
	宝塚	－	6	－	－	－	－	－	6
	尼崎	1	－	3	－	－	－	1	5
	西部	－	－	－	2	1	3	－	6

資料：実態調査より作成。

伊丹や宝塚は団地に固まって住んでいるけれど、尼崎の孤児は何でも自分で考え、解決しなければならなかった」と語る。

最後に西部地域でも、「組織者」や「個人参加者」が自らの住む公営住宅団地やその他のつながりを生かし、勧誘を行った。ここでは1988年以前に帰国した孤児が多く、同じ団地内での孤児どうしの関係がすでに構築されていた。また残留孤児が多数居住する巨大な団地は、神戸市と明石市の市域をまたがって存在しているため、原告団への勧誘も市域を越えてなされた。

「地元参加者」は、それまでどちらかといえば情報から隔離され、他の都府県に住む残留孤児やマスコミからも情報があまり入らなかった人々である。国賠訴訟についても詳しく知らず、またそれほど関心をもっていなかった人も少なくない。しかし一部には、以前から個人で訴訟を起こしたいと考えていたが、孤立していたため、どうすればいいかわからず悩んでいた「地元参加者」もいる。

＊「７～８年前から私はずっと国を訴える裁判を起こしたかった。当時、創価学会の人が何度かうちに布教にきた。私は彼が救世主だと思った。彼は台湾に留学経験があり、中国語ができたからだ。私は彼に残留孤児の実情を訴えた。また日本政府を訴える文章を書き、日本語に翻訳してほしいと頼んだ。でも彼は、『こういう過激なやり方は好きではない。あなたの文章は言葉がきつすぎるから、直した方がいい』と言った。彼が弁護士と知り合いだというので、私は『国を訴える法律について聞いてほしい』と頼んだ。彼は『弁護士に相談すると莫大な費用がかかる。やめた方がいい』と答えた。私の期待は泡と消えた。私は新聞記者に会っていろいろ訴えたかった。でも言葉がわからないし、新聞社がどこにあるのかもわからなかった。だから私は、Ｓさん（残留孤児）から兵庫県に原告団ができたと誘われた時、すごくうれしくて、すぐ参加を申し込んだ」

「私は政府を糾弾する文章を書いたが、翻訳してくれる人もいないから、自分一人で苛立っていた。だから2003年、勧誘されると、すぐに参加することを決めた」

こうして2003年冬頃までに、兵庫県原告団の大半のメンバーが結集するに至った。同年12月には、兵庫県弁護団による提訴説明会が開かれ、翌年１月以降、弁護士による原告聞き取りが本格的に開始された[12]。この段階で正式に原告団の役員選挙も実施された。2004年４月、H氏は次のように語っている。「最近、市毎の連絡網ができた。団長、副団長、事務局、宣伝部等、組織も整えた。これまで２年間、かかった。正式に役員選挙をした。役員になる資格は、奉仕精神と組織能力の２つを備えていることだ。投票用紙を当時の57名の原告に配り、承認なら○、反対なら×を記入し、×の場合は適切な候補者名を書くようにした。選挙をして大会を開いた。その結果、最初に私が提案した役員が、そのまま承認された」。

第２章　訴訟の諸困難

さて、残留孤児の訴訟運動には多くの困難があった。

第１節　日本語の壁

まず最も目につきやすい困難は、日本語の壁である。

第１に、弁護士との意志疎通・打ち合わせに、大きな困難があった。もちろん通訳が必要で、通常の裁判準備以上に膨大な時間と労力を要した。兵庫県の弁護団は、原告全員に対し、①基本的な経歴、②家族との離散の状況・養父母に引き取られた経緯、③中国での生活状況、④帰国に至る経緯、⑤帰国後の生活、⑥裁判所に訴えたいこと等について、徹底した面接聞き取り調査を行い、総括的な訴状だけでなく、一人一人の詳細な被害の実態を別冊の『訴状［別紙］』にまとめた。また原告の自宅を戸別訪問して補足的な聞き取り調査を繰り返し、併せて様々な生活相談――生活保護受給、交通事故、通院、戸籍処理等――にのった。

第２に、法廷での意見陳述にも、大きな制約があった。残留孤児の意見陳述は流暢な中国語、またはたどたどしい日本語でなされた。

中国語の陳述は、法廷通訳によって日本語に訳された[13]。しかし通訳付きの陳述は通常の２倍以上の時間がかかるため、陳述内容は特に簡潔に練り上げられる必要があった。また、どんなに優秀な法廷通訳も、中国語の豊かな語彙や微妙なニュアンスを、完全に日本語で表現しきることはできなかった。陳述中の原告の感情の高ぶりはそれ自体、苦痛の深刻さを物語る感性的表現だが、通訳の必要により、しばしば中断され、冷却化された。陳述と通訳が交互に、つまり中国語と日本語が数分毎に入れ替わる進行は、もちろん必要に迫られたものではある。しかし法廷にいるほとんどの人々――原告、被告、裁判官、双方の弁護団、傍聴者――は、いずれか片方の言語しか理解しない。そこで自分が理解できる言語で聞く数分間が経過すると、しばらくの間、理解不能な数分間をすごさなければならず、陳述を一連の流れとしてスムーズに理解し、受けとめることは妨げられた。残留孤児の被害は、短期間に発生した特定のそれではない。誕生から現在までの長期間にわたる連続的・重層的な、しかも生活全体に及ぶ包括的な被害である。それを考えると、通訳による平板化や中断は、やはり陳述の訴求力に一定の影響を与えざるをえないように感じられた。

一方、日本語の陳述は、中国語に通訳されなければ、傍聴席にいる大多数の原告には理解できない。兵庫県弁護団は、裁判の内容を理解することは、原告として当然の権利であると主張し、中国語訳の通訳をつけるよう要求した。被告の国はこれに反対したが、裁判所は弁護団の主張を認め、第１回目の口頭弁論から中国語訳の通訳が導入された[14]。これは残留孤児にとって貴重な成果であった。しかしそれでも前述の日本語訳の法廷通訳と同様の問題は、完全に払拭されたわけではない。

第３に、原告による意見陳述以外の裁判の審議・進行は当初、通訳がなかったため、傍聴席にいる大多数の原告には、理解できなかった。兵庫県弁護団は、傍聴席にボランティアの同時通訳を配置し、日本語を中国語に同時通訳して有線で傍聴席にいる原告に聞かせる「ヘッドホン・ディストリビューター」方式の実施を要求し、裁判所はこれを認めた。これにより証言等は中断されることなく、スムーズに原告に理解されるようになり、事態は大幅に改善された[15]。

しかし判決をはじめ長大な日本語――しかも日本語を母語とす

る日本人にとっても難解な法廷でのやりとり――を完全に同時通訳するのは困難である。後に神戸地裁では原告が勝訴したが、その判決が出た瞬間も原告の残留孤児で埋め尽くされた傍聴席に笑顔はなかった。勝訴か敗訴か、わからなかったからである。法廷の外では弁護士が「勝訴」の幕を掲げ、全国から集まった残留孤児・支援者が感激と興奮に包まれていた。しかし法廷内にいた当事者である原告が勝訴を理解して笑顔を見せたのは、法廷から退出し、廊下で弁護士から説明を受けた後であった。

そして第4に、日本語の壁は、裁判所において裁判と無関係の行為がなされる土壌にもなった。残留孤児やその家族が多数集まる法廷には、原告と無関係な法輪講等の諸団体が訪れ、中国語で布教活動を行った。裁判所の廊下、傍聴席等で布教がなされ、それに抗議する原告との間で中国語での口論になることもあった。しかし裁判所の職員には中国語がわからないため、特に制止・注意はなされなかった。場合によっては、裁判所の廊下で口論し、傍聴席でも私語をやめない残留孤児・「中国人」の非常識さと誤解された可能性も皆無ではない。

＊「後ろの方の傍聴席に座ると、前で何を話しているのか全然聞こえなかった。傍聴席に法輪講の人が来ていて、裁判と関係ない布教ばかりして、うるさかったからだ。なぜあそこで布教するのか、腹がたった」

ところで、ここで特に留意すべきことは、これまで述べてきた「日本語の壁」は、ほとんどが筆者の参与観察によって捉えた問題である。残留孤児自身は実は、訴訟における困難として「日本語の壁」をあげていない。なぜなら、彼・彼女らの帰国後の日常生活は、訴訟運動の過程に比べ、はるかに高い日本語の壁によって閉ざされてきたからである。確かに原告団結成の初期、残留孤児は「日本語の壁」のために弁護士と連絡がとれず、困難を感じていた。しかし弁護士と連絡がとれた後は、事態は大幅に改善された。日本人（弁護士）がボランティアの通訳を動員し、膨大な時間をかけて、自分達の問題や心情を丁寧に聞き取ってくれる。日本社会（裁判所）で、中国語と日本語の通訳がなされ、微妙なニュアンスはともかく、今、何が話されているかが理解できる。このような配慮に満ちた状態は、それまでの残留孤児の日常生活では到底ありえなかったものである。もちろん前述のように、客観的には裁判において「日本語の壁」は依然として多くの問題をもたらしていた。しかしそれでも裁判の困難が「日本語の壁」にあると見るのは、いわば外部からのまなざしである。残留孤児の側からいえば、むしろ裁判の過程で初めて日本社会における「日本語の壁」が少し崩れたという方が実感に近いであろう。弁護士・支援者を含む日本社会が残留孤児の状態を知りたいと関心をもった時、日本社会は初めて「日本語の壁」に気づく。しかしそれは、残留孤児の側からみれば、それまでずっと苦しめられてきた「日本語の壁」がついに崩れ始めた瞬間でもあった。壁は、日本語にあるというより、日本社会の関心にあったというべきであろう。

第2節　参加の諸困難

残留孤児自身が裁判の過程で困難と感じていたのは、「日本語の壁」以上に、次の諸点である。

まず第1に、論点・争点を理解して、「原告になること」の難しさである。残留孤児の中には、中国の貧しい農村で育ち、学校教育を受けずに育った人も少なくない。彼・彼女らにとって、人前での口述は、不慣れな体験だった。非識字者も多く、書類の作成はなおさら難しい。被害の実態を口述、または筆記して「原告になる」こと自体、かなりの「能力」を要したのである。

＊「Ｓさんから『原告団に入らないか』と聞かれたが、私は『何のことか、全然わからない』と答えた。Ｓさんは、『お宅に書類を送るわ』と言った。『だめだわ。うちは私も夫も家が貧しく学校に行かなかったから、勉強していない』、『大丈夫よ。私が手続きしてあげるから、書類に記入するだけよ』、『私も夫も字が書けない。長女も日本語は話せるけれど、書けない。長女も生活に追われて忙しいしね。下の2人の子供はもう中国語が下手になり、私のことを書けない。後々も困るから、申し込まないで。うちはこんな状態だから、書類がきたらすごく困る』。でもＳさんは『参加しようよ。私達は皆、帰国者なんだから』と勧めてくれ、それで思い切って参加することにした。書類が届くと、Ｓさんの夫が来てくれた。私が話して、彼が中国語で書いてくれた。とにかく私は、字の読み書きができないから、書類がきたら一番困る。また、自分の子供時代の辛い体験を聞かれたが、それを書いてもいいのか、とても不安だった。そういうことを書いて、証人として出廷しなさいと言われたら、緊張して何もしゃべれなくなり、それで嘘つきとか言われると大変なことになるだろう」

「原告の会議には出ているが、私は話を聞くだけで、ほとんど発言しない。私はもう年をとっているし、知識もあまりないから、わからないことが多い。わからないままに何か発言して、後で取り返しがつかないことになったら大変だ。私は字も読み書きできないから、書類も自分では全然、作れない」

「原告の会議では前の方で誰かが話していたが、私はほとんど聞かなかった。私には難しすぎるし、とても覚えられない。私は証言台にあがったら、絶対に何も言えなくなる。うまく自分の気持ちを表現できない。もし証言台に立てと言われたらどうしようと考えただけで、ドキドキしていた」

「私達は、もうそろそろ死にそうな年寄りばかりで、教育も受けず、知識もないので、筋道をたてて自分の意志を表せるか、とても不安だ。どうしたらきちんと整理して話せるのか。非常に困るし、不安も多い。だからあなたたち（調査者）が来て整理しながら、時間をかけて話を聞いてくれると、とてもほっとする。自分の頭だけで考えたことを話すと、話があっちこっちにいって、自分でもわけがわからなくなる。何を話さなければならないのか、何を話す必要がないのか、そういうことが自分ではわからない」

「多くの原告は中国の農村から来たので、自分の体験は言えるが、筋道をたてて話すのが苦手だ。中国語の読み書きができない人もいるし、中には中国語で話すことが難しい人もいる。ある孤児は苦しい人生を歩んできて、認知症になりかかった感じで、何を聞いてもわからない。私は子供を相手にするような態度で彼に話しかけ、何とか事情を聞き出した。彼は実母が首吊り自殺した後、4軒の家をたらいまわしにされ、

牛小屋・豚小屋でずっと生活していた。布団の中に隠れてこそこそ物を食べ、昼間は豚の放牧、夜は馬の世話で、人と話す機会がほとんどなかった。今、彼は日本語も中国語もうまくしゃべれず、人づきあいができない。彼の苦しい体験を語れる人は、彼自身を含めて誰もいない」

第2に、裁判で明らかにされる事実が、残留孤児にとってトラウマ、または精神的安定を妨げる内容であることも少なくない。

＊「弁護士に提出する文章を書かなければならないが、昔の体験を書くのにずいぶん困った。精神を刺激され、発作の原因になる。昼間それを書くと、夜に眠れなくなる。でも私は、金のためではなく、日本の軍国主義が国民をどんな悲惨な状況に陥れたのか、これを訴えなければだめだと思って書いた。つらくても書かなければならない。今日も（調査で話したため)、いろいろ思い出され、夜にまた頭痛がして眠れないかもしれない。本当はこんな話をするのは好きではない。身体に悪い。この裁判で苦しいことをたくさん思い出したが、本当は過去はすべて忘れてしまいたい」

「訴訟で多くの事実を知れば知るほど、気分が落ち込んでくる。事実を知らない時は、つらくてもそのまま仕方ないと思って暮らしてきたが、事実を知れば知るほど腹の虫がおさまらなくなる。なぜ私がこんな一生を歩まなければならなかったのか、考えると悔しくて悔しくて。もうこれ以上、何も知りたくないと思うこともある。政府のやったことはあまりに非道で、怒りを覚える。私の一生は何だったのか。事実を知れば知るほどますます苦しくなる」

第3に、原告団への参加や意見陳述が、今後の不利益につながるのではないかという危惧も、一部の孤児から聞かれた。中国社会で迫害され、日本社会でも差別され続けてきた残留孤児にとって、そうした危惧・不安は一般の日本人以上に深刻であった。

＊「原告団に入ったら逮捕されるのではないかと考えて入らない残留孤児もいる。私も解雇が一番怖いので、裁判でも帰国後の職場のことについては無口にならざるを得ない」

「原告団に入った後も、迷いがある。裁判で勝っても、その後、国が全く生活の面倒をみてくれなくなったら、どうしよう。原告になると、国は怒って生活保護を止めるのではないか」

第3節　共同・組織的活動をめぐる諸困難

共同や組織的活動にも多くの困難があった。

第1は、残留孤児としての共通性を、いかに確定するのかという問題である。

原告になるには、まず残留孤児であることを証明しなければならない。別稿[16]でみたように、残留孤児の認定経過は多様で、証明方法も多岐にわたる。時には本人や原告団のリーダーにも、すぐに判断できないケースもあった。

＊「実は2002年にH氏（後の原告団長）の所に行ったことがある。H氏は私の戸籍をみて、残留孤児として認められないかもしれないと言った。その後、人権相談月間に法務局に行って確認すると、残留孤児として政府が認めていると言われた。H氏からも参加して下さいという手紙がきた。彼もいろいろ調べてくれたのだろう」

また原告の多様な被害の中から、残留孤児としての共通の被害・主張を浮き彫りにしなければならなった。

＊「同じ残留孤児でも経歴は様々だ。帰国の時期、帰国後の生活状況は一人ひとり違う。日本に帰国後、就職できた人、経営者になった人もいるし、生活保護で暮らすしかなかった人もいる。中国での被害の程度、教育水準、都市と農村のどちらで育ったかも様々だ。苦しい生活で精神的におかしくなった人、文化大革命でひどい迫害を受けた人もいれば、全く迫害を受けなかった人もいる。養父母にいじめられた人も、逆に優しい養父母の下でいい暮らしができた人もいる。残留孤児の問題は一概には言えない。だからまず共通点が何か、整理しなければならない。一律の補償が認められるとしたら、どういう範囲と程度なのか。それを考え、具体的に要求を提案しなければならない。同時に一人一人の個別の被害も見なければならない。複雑だ」

「残留孤児でも一人一人の苦労・内容が全く違う。この点を裁判所や社会がどう認識してくれるかが問題だ。孤児の中にもいろんなタイプがあり、素質も境遇も違うし、砂のようにバラバラで、これを一つにまとめて何かを要求するのは、容易ではない」

残留孤児としての共通の要求内容がよく理解できず、原告団への参加が遅れた孤児もいた。

＊「東京で訴訟が始まる時、東京の残留孤児が私にも書類を郵送してくれた。でも私は書類に記入しなかった。なぜなら要求内容が、年金の増額だったからだ。私は年金はなく、生活保護で暮らしている。だから関係ないと思った。その後、兵庫でも訴訟運動が始まった。私は近くに住む残留孤児から3度位、話を聞いたが、やはり生活保護を受けている私が参加してもいいのか、よくわからなかった。ずっと後に私は、H団長に直接、説明を聞きに行った。本当はH団長には聞きに行きたくなかった。彼はリーダーで忙しそうだし、私には高根の花だから。でもH団長が丁寧に説明してくれ、私も原告団に入会できることがわかった」

時には、国の責任追及に焦点を絞ろうとするリーダーと、自分の体験をありのままに語りたいと考える原告の間で、若干の齟齬が生じることもあった。

＊「小学校の時、同級生に『小日本鬼子』と言われたが、勤めてからは同僚に『日本の友達』と言われてきた。私はこれを文章にしたが、幹部に削除された。どうして本当のことが言えないのか。本音を言わないとだめだと思う。だから私は幹部になれない。私はもし法廷に出る機会があれば、正直に全部を言いたい」

さて第2は、経済、または健康上の理由で、原告団の会議や集

会への参加自体、容易でない孤児もいた。

＊「原告団の会議に行くにも、食事を節約しなければならない。1回1000円、夫婦で行くと2000円もかかる」

「年に1万6000円の会費を出さなければならない。退会したいと思ったこともある。私は身体がよくないし。今まで2回会議があったが、私は1回だけ娘と一緒に参加した。もう1回は通院で参加できなかった」

第3に、リーダーの確保も大きな問題だった。前述のようにリーダーは実質的には原告団の形成過程で「組織者」と「個人参加者」によって構成されていった。しかし、リーダーに多大な負担がかかることは否めなかった。

＊「精神的に参っている。眠れず、毎晩、睡眠薬を飲んでいる。どうすれば裁判に勝てるか、残留孤児の事情をどのように訴えればいいか、いろいろ考えているからだ。私は原告団の役員だから、何とか皆のために勝利を勝ち取らないと、気持ちを晴らさないと、死んでも死にきれない」

「事務局長をやってくれないかと頼まれた。私は一応、引き受けたが、自分の仕事が忙しくて、なかなか手伝えず、辞退せざるを得なかった」

「役員をしても収入はなく、自分の金を持ち出すばかりだ。戸籍謄本などいろんな書類も必要になるが、資金もないから、私が自己負担している。運動のためにコピー機も私が買った」

最後に、本当に勝訴できるのかという不安は、たえず頭をよぎった。もちろん残留孤児は、勝訴の可能性を信じたからこそ提訴に踏み切った。しかし巨大な国家権力を相手に本当に勝てるのか、敗訴すれば膨大な努力や負担が無駄骨に終わるのではないかといった不安は、完全には払拭しきれなかった。

＊「残留孤児は人数が多いので、一人3000万円も賠償したら、莫大な金額になる。日本政府はアメリカのためには惜しまず金を出すが、自国民のためにそんな大金を出すのだろうか。皆が力を合わせれば大きな力になるのは知っているが、所詮、こちらは力がない庶民だから限界がある。運を天に任せるしかない。それに、時効という制度もある。私は自分達が正しいということには自信をもっているが、時効を考えると時々、不安になる。戦後60年もたっている。日本政府は、きっと時効を主張するだろう」

「この裁判は簡単には決着がつかず、長引くだろう。多くの歴史的背景が複雑に関連しているからだ。日本政府はあれこれ口実を設け、責任を逃れようとするだろう。言い訳や責任逃れは、やる気になれば、いくらでも方法がある。国の役人は頭がいいから、いろんな理屈を考え出すだろう。膠着状態になれば、私達は年寄りで先も短く、耐えられないだろう」

第3章　闘争の基盤――連帯と主体の形成――

最後に、以上のような困難や不安に直面しつつ、それでも残留孤児が団結を維持し、闘争を続けることができた主体的な契機を、彼・彼女らの語りから抽出しよう。

まず第1に、他の残留孤児の深刻な実情を知り、自分だけの問題ではないという認識を得たことがある。

＊「自分が一番苦しいと思っていたが、もっと苦しい残留孤児がいるとわかった。訴状をみてつくづく感じるのは、私は残留孤児の中ではまだ幸運な方だったということだ。養父母の経済状態もよかったし、文革の被害も少なかった。大部分の人は貧しい農村で生活し、学校に行けなかった人もいる」

「大勢の残留孤児のことがわかった。それまでは誰とも連絡がなかった。皆がどんな体験をしてきたのか、どんなつらい思いを味わってきたのかがわかった。残留孤児問題の深刻さが、自分だけの問題ではないことを改めて知った」

「法廷で他の残留孤児の陳述に大きなショックを受けた。何軒かの家に売られた孤児の話を聞き、本当にかわいそうに思った。また残留孤児が皆、同じ考えをもっていることがわかってよかった。一つは私達が日本人として取り扱われていないこと、もう一つは政府が自由をくれないことへの反感だ」

第2に、残留孤児問題に関する歴史・社会的視野の獲得である。自らの人生の苦難を単なる運の悪さや個人の能力不足ではなく、歴史・社会的文脈に位置づけて捉えることは、多くの孤児にとって目から鱗が落ちる体験であった。

＊「政府が悪いという気持ちはずっとあったが、口にしないできた。私は小学校5年しか行っていないから、歴史のことはよくわからなかった。裁判のことを知り、H氏と出会い、やはり政府の責任だということがはっきりしてきた。いろんな書類も読み、歴史を知った。それまでのいろんな体験が一つにつながり、こういうことだったのかとわかってきた。目が覚めたような感じだった」

「これまで知らなかったことが、裁判を通して初めて分かった。たとえば戸籍の抹消、中国での逃避行のコース、孤児が中国のどこに残されたのか、政府の対応。自分は残留孤児だが、以前は残留孤児問題について何も知らなかった。まるで間違いを犯したような立場だと感じていたから、知ろうともしなかった」

「勉強になった。たとえば、ソ連軍の進攻にどんな背景があったのか、なぜ開拓団が突然、ソ連軍に攻撃されたのか、法廷

表3 訴訟を通して学んだこと・変わったこと（MA）　（人）

	タイプ				帰国年次		計
	A	B	C	D	1988以前	1989以降	
自分だけではない	1	－	4	3	1	7	8
歴史社会視野	4	6	3	7	12	8	20
人権・権利	3	－	－	4	3	4	7
自己実現	－	1	2	1	2	2	4
団結	3	1	－	－	2	2	4
弁護士支援者連帯	2	－	3	3	5	3	8
不明	1	2	1	1	5	－	5
わからない	－	1	2	1	2	2	4
計	10	10	11	13	25	19	44

資料：実態調査より作成。

で他の残留孤児の証言を聞いて、初めてわかった。その時、政府の役人や軍人は私達を中国に捨て、自分達は日本に帰国した。これは非常に汚い。以前は、そんなことは知らず、自分の運が悪いだけだと思い込んでいた。歴史がわかり、ますます国を訴えたくなった」

「裁判を通して、自分のことでも初耳のことが多かった。残留孤児に対して、日本政府の対応がとても不合理だったことがよくわかった。政治家も、残留孤児に関する法律や政策を作ることを怠った。また戦争時、国が人々を遺棄したこともわかった。以前は、全然知らなかったことばかりだ。いろいろ資料を読み、私達残留孤児は歴史の生きた証人だと思った。残留孤児が団結して国を告訴することは、歴史の必然の趨勢だ。原告団に入ってから、歴史の認識が深くなり、その中で自分の問題も考えるようになった」

「日本政府の棄民政策も認識できたし、どうして国を訴えるのかもわかるようになった。いろんな講演会や説明会があり、資料も読み、法律も少しわかるようになった。啓発を受け、勉強になった。これまでは残留孤児問題が国の責任だということがわからなかった。自分の責任とか、たまたま運が悪かったと思っていたが、今は政府の責任だとわかるようになったから、心強くなった」

「裁判を通していろいろわかった。たとえば敗戦時の棄民政策、生きているのに死亡宣告されたこと、本来70年代に帰国させるべきだったのに、10年もたってから帰国させたことなど、どれも知らなかった。敗戦時、私は赤ちゃんだったし、以前は残留孤児どうしで互いに情報交換もなかったからだ。訴訟をしていろいろわかり、頭がはっきりして、これまでの自分の経験がすっとつながり、目から鱗が落ちるような思いがした。それで、いろいろ要求できるようになった」

第3は、残留孤児の被害を人権問題と位置づけ、権利意識をもつようになったことである。被害者は、単なる被害の客体ではない。被害を受けとめ、加害者の責任を追及しようとする主体的な人間である。残留孤児は自らの苦難を被害として認識することにより、人間の尊厳・人権を自覚した[17]。

＊「人権というものについてわかり、経済的賠償だけでなく、人権を勝ち取らなければならないと思うようになった。私達は人権を侵害された被害者だ。だからこそ人権を求める。人間扱いされなかったからこそ、人間として認めろと主張する。一番勉強になったのは、法律という武器で自分を守ることだ。それと、自分で主張しなければ、問題は解決しないということだ」

「言葉がわからなくても、人権や法律の考え方が少しわかった気がする。たとえば戸籍抹消について、以前はただひどいこと、悲しいことと思っていた。原告団に入って、それが人権の侵害だとわかった。今は自分達には人間としての人権があるという考え方がわかるようになった。人として不平等があるのは不当で、私達を他の日本人と同様に扱わなければならないと思えるようになった。だから自分で自分を主張できるようになった。最初は、国を相手に訴えていいのかわからず、困惑した。でも国が人権を侵害したら、普通の人が国を訴えてもいいということもわかった」

「最初は国・政府を訴えるとはどういうことか、不思議に思った。でも国を訴えるのは、当然だと思うようになった。私達の人権を、国がどのように侵害したのか、講演会や話し合いで学び、皆と一緒にデモに行ったり、要求を紙に書いて叫んだりして、しだいに理解できた。残留孤児は人権を侵害されたからこそ、人間として人権を主張しなければならない」

第4は、訴訟運動そのものが、社会貢献と結びついた自己実現であったことである。これはリーダー層に特に顕著にみられるが、その他の原告も含め、残留孤児の多くは永住帰国後、有意義な社会貢献の場から隔離されてきた。訴訟運動は、まさに有意義な社会貢献であり、残留孤児はそこに一定の自己実現を見いだした。

＊「訴訟を起こしているのは、私一人ではない。訴訟のリーダーになると、後にいろいろ不利益を被るかもしれない。でも私は60歳をすぎたし、残留孤児のためになるなら意義があると思い、リーダーを引き受けた。この訴訟は生死をも顧みずにやる。残留孤児の憤りが晴らせるなら、たとえ牢屋に入れられてもかまわない。人生の最後の奮闘だと思っている。私は、余生を日本の繁栄のために捧げたい。今度、訴訟を起こしたのも、日本政府が早く過ちを正してほしいからだ。これから二度と不正義の戦争を起こさないでほしい。二度と無辜の人々を苦しめないでほしい。そのためにいい法律を作り、正しい国になってほしい。すべては私個人のためではなく、残留孤児みんなのため、祖国の不正を正すためだ。今、私の生きがいは訴訟に勝つことだ。残留孤児のために訴訟を完遂することが今の私の仕事だ」

「訴訟を起こしてから、私の精神状態は少しよくなった。自分が皆のために何か役立っていると思うと生きがいを感じる。日本に帰国してから今まで、人に奉仕・貢献できなかったが、自分が皆のために貢献できるという自信が取り戻せた。会議で皆と話すと、気持ちも晴れる。昔は泣いたり、神経質になって、もう日本にいられないと思っていたが、今は変わった。私は日本人である以上、中国には帰れない。日本人が日本で生活できないのなら、いったいどこに行けば生活できるのか。日本で闘うしかない。そのように腹・決意が座った。そして頑張れば必ず勝てると信じられるようになり、希望がもて、勇気づけられた」

第5は、残留孤児どうしの団結の必要性を実感したことである[18]。兵庫県には、団結の意義を実感しやすいいくつかの客観的条件があった。まず兵庫原告団は64名である。この人数規模は、抽象的観念としての「団結」ではなく、全員の顔が見える具体的な団結を可能にした。またこれは決して「少なすぎ」ず、ことをなそうとする上で必要な多様な個性・得手不得手をもつ人々を十分に含みうる人数でもあった。しかも兵庫県の原告の大半は、東部（尼崎市・伊丹市・宝塚市等）、および西部（神戸市垂水区・明石市等）に別れて住んでいたとはいえ、しかしいずれも神戸市の周辺に集中していた。そこで神戸市の中心部で会合・集会を開け

ば、大半の原告は公共交通機関を用いて1時間程度で参集することができた。こうした諸条件に支えられ、兵庫原告団の会議・集会には、健康や仕事の都合でどうしても参加できない原告を除き、ほぼ9割以上がつねに出席していた。

＊「裁判で勝つには、残留孤児の団結が不可欠だ。原告団に入ってから、同じような立場の他の孤児と知り合い、団結の大切さがわかった。一人では何もできないが、これだけの人数が集まって力を合わせれば、声をあげられる。絶対に、この団結を手放してはいけない」

「途中で原告団をやめようとする人もいたが、私は団結しようと説得した。一人の力は弱いので、皆の力を合わせて団結しなければならない。残留孤児は日本に帰国後、バラバラだったから、こんな苦境に追い込まれた。もっと早く団結して原告団を作っていれば、現状は改善されていたかもしれない。団結は守り抜かなければならない」

そして第6は、弁護団、および支援者との連帯である。本稿の対象者は全員、弁護団の献身的努力に心から感謝している。また支援者の存在は、裁判所・集会等への道案内や交通手段の提供、通訳等の面で「役立つ」だけでなく、残留孤児の主張に正統性を認め、ともに日本政府の不正を正そうとする日本人との出会いという意味で、大きな励ましとなった[19]。なお前述のごとく、兵庫県の残留孤児はまず自ら原告団を組織し、その後、弁護団や支援者と接触した。決して一部の支援者・弁護士が指導して残留孤児を組織したわけではない[20]。まず当事者の主体性・連帯・運動が前提にあり、支援者はそれを側面から援助する関係にあった。

＊「弁護士に心から感謝している。彼らはとても情熱的だ。被害を受けた私達のために弁護してくれることに、感動した。弁護士は、私達の言いたいこと、私達の心の声を語ってくれる。裁判に勝っても負けても、心から感謝したい」

「弁護士が、事実上、ボランティアで私達のために闘ってくれることに非常に驚き、感謝している。弁護団がいてくれて、すごく力強い。それに支援者がいるから、勇気をもてる。以前から日本政府を訴えたかったが、支援者がいなかったので何もできなかった。今は頼れる支援者がいて、勇気が出る」

「弁護士や支援者が、私達の被害を理解してくれたことに、本当に感謝したい。たとえばこうして調査をしてくれる学者、弁護士、支援者の方々に、お礼をいいたい。私達の心からの話を、政府や社会に伝えてくれるのは、本当にお疲れさまだ。社会の理解、支援がなければ、この裁判は難しい」

「残留孤児はこれまで孤独だった。今、各方面の支援をいただけることに驚き、感謝している。残留孤児ではない多くの人々が私達の気持ちを理解し、一緒に闘ってくれることに、非常に感動している。私は支援者や弁護士とともに、最後まで闘っていきたい。今回の裁判を、もっと多くの日本の人々に理解し、応援してもらいたい。そのためには今以上にデモや座り込みなどをして、残留孤児の声を社会に知らせる必要がある。支援者は私達に関心をもち、苦労を厭わず無償で手伝ってくれて、本当にありがたい」

考察

以上、兵庫県における残留孤児の国家賠償訴訟の組織過程について分析してきた。簡単に総括しよう。

まず第1に、兵庫県では2002年以前、残留孤児の老後保障の政策形成を求める運動が、関東に比べ、活発ではなかった。2002年の関東での国賠訴訟の提訴が、兵庫県における残留孤児の運動の出発点となった。そこで兵庫県の国賠訴訟は、老後保障等の政策形成のための手段・方法というより、むしろ最初から国の責任の明確化という訴訟本来の目的をより重視した形で取り組まれた。

第2に、兵庫県の国賠訴訟は、「組織者」、「個人参加者」、「地元参加者」という3つのタイプの原告が重層的に参加し、それぞれの役割を果たすことによって遂行された。各タイプの原告は、年齢・中国での居住地、および日本への永住帰国年次、すなわち中国と日本での生活体験において一定の相違を含んでいた。また「組織者」と「個人参加者」は、全国的な残留孤児のネットワークとの接触・連絡を介して、それまで互いにあまり接触していなかった兵庫県内の孤児と知り合い、兵庫県の地域組織を作り上げた。一方、「地元参加者」は、居住地域に根ざした残留孤児のネットワークを介して訴訟に参加し、しかもその組織過程には、各地域毎に――公営住宅の立地・集住状況、当該地域に住む帰国者の属性等により――、多様な個性がみられた。

第3に、訴訟過程には、①日本語の壁、②争点・論点を理解して「原告」になること、③トラウマ・精神的苦痛に耐えて被害の実態を明らかにすること、④提訴によって被るかもしれない不利益の危惧に耐え抜くこと、⑤残留孤児としての共通の被害と要求を認識すること、⑥経済面・健康面での問題を抱えつつ原告としての活動に参加すること、⑦多くの負担を引き受けるリーダーを確保すること、そして⑧強大な国家権力を相手にして本当に勝てるのかという不安に耐え抜くこと等、多くの困難があった。この中で比較的、外部から目につきやすいのは、①日本語の壁である。しかしこれは実は残留孤児の実感からいえば、むしろ訴訟の過程でようやく多少なりとも改善された困難である。訴訟以前の日常生活における日本語の壁――実は言葉の壁というより「無関心」という壁――に比べれば、訴訟過程のそれははるかに関心と配慮に満ちたものであった。

そして第4に、残留孤児がこうした諸困難を乗り越え、訴訟闘争を続けることができたのは、訴訟の過程で、①残留孤児の苦難が自分だけの問題ではないと確信したこと、②歴史・社会的視野を獲得したこと、③被害者として人権・人間の尊厳の意識に目覚めたこと、④訴訟運動自体が社会貢献と結びついた自己実現であったこと、⑤残留孤児どうしの団結の重要性を実感したこと、そして⑥弁護士・支援者等との連帯があったこと等による。しかもこのような主体と連帯の形成を比較的実現しやすい条件――原告の人数規模、居住地の地理的分布、弁護団・支援者と原告の関係等――が、兵庫県にはあった。もちろんこうした主体と連帯の形成は、裁判で勝訴を勝ち取る十分条件ではありえない。しかし本調査実施の2年後（2006年）、本稿の対象者が神戸地方裁判所で勝訴判決を勝ち取った一つの不可欠の基盤が、ここで述べた彼ら自身

の主体と連帯の形成にあったことは間違いない。そしてこのような原告の主体と連帯の形成を、訴訟闘争が創り出した「成果」とみるのは、やや本末転倒であろう。たしかに上記の主体と連帯が、訴訟闘争の過程で生み出されたことは事実である。しかし残留孤児の人生・生活を中心において考えれば、訴訟闘争の方が、彼らの主体と連帯の形成が創り出した巨大な、しかしあくまで一つの「成果」にほかならない。彼・彼女らの主体と連帯の形成を可能にしたのは、残留孤児の苦難の人生そのものである。

補注

1）中国「残留孤児」国家賠償訴訟弁護団全国連絡会編（2009）『政策形成訴訟』、菅原幸助（2009）『「中国残留孤児」裁判』平原社。

2）浅野慎一・佟岩（2011）「中国残留日本人孤児の国民国家に関する社会意識」『神戸大学大学院人間発達環境学研究科研究紀要』５－１。

3）本研究には、科研基盤研究（C）「中国残留日本人・日系人の越境的社会圏の構築」（研究代表者・浅野慎一）、日本経済研究奨励財団奨励金「中国残留日本人・日系人の生活と越境的社会・経済圏の構築」の助成を受けた。

4）名和田澄子（2008）「法廷における中国残留孤児の生活史」『社会福祉研究』3-3、82頁、安原幸彦（2004）「『残留孤児』の被害とは何か」『法と民主主義』390、48～49頁、安原幸彦（2003）「中国『残留孤児』訴訟の現状と課題」『法と民主主義』384、17頁、古本剛之（2007）「中国残留孤児国家賠償訴訟事件　終結に向かって」『民主法律』271、91～92頁、菅原幸助（2006）「裁判はこうして提起された」『法と民主主義』413、７頁、菅原幸助（2003）「中国『残留孤児』、なぜ集団訴訟か」『法と民主主義』384、22頁、菅原幸助（2009）『前掲書』第４章、大久保真紀（2004）『ああ　わが祖国よ』八朔社、227頁、中国「残留孤児」国家賠償訴訟弁護団全国連絡会編（2009）『前掲書』30・39～40頁、井手孫六（2008）『中国残留邦人』岩波新書、182～183頁。

5）中国「残留孤児」国家賠償訴訟弁護団全国連絡会編（2009）『前掲書』３・17頁。

6）中国「残留孤児」国家賠償請求訴訟兵庫弁護団『訴状』４頁。

7）浅野慎一・佟岩（2011）「前掲論文」。

8）中国「残留孤児」国家賠償訴訟弁護団全国連絡会編（2009）『前掲書』332頁。

9）浅野慎一・佟岩（2011）同上。

10）中国「残留孤児」国家賠償訴訟弁護団全国連絡会編（2009）『前掲書』50頁。

11）佟岩・浅野慎一（2011）「孤立と差別」『神戸大学大学院人間発達環境学研究科研究紀要』4-2。

12）中国「残留孤児」国家賠償訴訟弁護団全国連絡会編（2009）『前掲書』62～63頁によれば、大阪・兵庫の合同原告団を準備していた大阪の孤児代表から、兵庫県の青法協支部宛に、兵庫弁護団結成を求める要望書が届いたのは2003年６月である。これ以降、弁護団で準備が開始された。

13）岩田研二郎（2004）「中国残留孤児国家賠償請求訴訟の集団提訴と国の責任」『アジアフォーラム』27、７・11頁。

14）中国「残留孤児」国家賠償訴訟弁護団全国連絡会編（2009）『前掲書』63頁。

15）中国「残留孤児」国家賠償訴訟弁護団全国連絡会編（2009）『前掲書』63頁・136頁。

16）浅野慎一・佟岩（2009）「血と肉」『神戸大学大学院人間発達環境学研究科研究紀要』3-1。

17）名和田澄子（2008）「前掲論文」86頁、安原幸彦（2006）「全面解決を目指して」『法と民主主義』413、38頁、安原（2004）「前掲論文」51～52頁も参照。

18）名和田澄子（2008）「前掲論文」86頁。

19）なお一部だが、訴訟活動の中での自己変容を十分に表現できない孤児もいた。「いろんなことが勉強になったが、うまく表現できない」、「勉強になったとは思わない。私には何のことかわからないし」。

20）孤児が弁護団に先行して原告団を結成した点は、関東も同じである。安原幸彦（2003）「前掲論文」16頁参照。ただし、とりわけ訴訟運動の出発点において、有力な支援者によるリーダーシップの発揮の有無、支援者と残留孤児の関係性においては、かなり大きな差があるように思われる。